

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成13年11月天理市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「利用者等が」の次に「移動日までに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後に移動し、保管した自転車等に係る費用について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。